

自治労は セクシュアル・ハラスメントを一掃します！

- 私たち自治労は、個人の人権を尊重するため、職場や組合におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）をはじめとしたあらゆるハラスメントをなくします。
- 第24回自治労青年女性中央大交流集会をセクシュアル・ハラスメントのない快適な環境で開催しましょう。
- 各県本部・単組においても、会議や集会でこのような声明やアピールを出して、セクハラに対する認識を深めるとともに、その防止について積極的な取り組みを行いましょう。

セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）とは？

セクシュアル・ハラスメントとは、言葉や身体への接触などによる相手の意に反した性的行動を行うことで相手に脅威や屈辱感を与え、それに対する対応によって、仕事や活動を遂行する上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことにより、雇用環境をおびやかすすべての行為のことです。

例えば、

- * 性的な冗談・からかい、服装や髪型などについて批評したり悪口をいう。
- * 「結婚」や「子ども」などのプライベートな質問をしつこく聞く。
- * ノード写真の掲載された雑誌・新聞などを見せつける。
- * 宴席において、デュエットやチークダンス、お酌などを無理強いする。
- * 仕事の名目にかこつけて、個人的な接触をはかろうとする。
- * 業務や会議中に性的な話をする。

などがあります。

- 今集会中にセクハラ被害にあった、または見かけたという場合は、「080-1268-7592」にお電話下さい。自治労本部担当者をご相談させていただきます。なお相談された方のプライバシーは厳守いたします。（当携帯番号は本集会の開催期間中～翌日6月17日12:00までの接続です）

2024年6月14日

全日本自治団体労働組合
第24回自治労青年女性中央大交流集会

自治労は、

1999年秋田中央委員会より、『セクシュアル・ハラスメントの防止・一掃宣言』を開始した。

1. 男女がともに担う自治労委員会で、男女がともに尊重され、雇用、政策、労働組合運営において男女が対等なパートナーとして活躍できるよう、ポジティブアクションを基調とした取り組みに着手している。
2. 2003年5月の中央委員会では、「セクシュアル・ハラスメントの防止および問題解決に関する要綱」を決定し、自治労本部・共済・システムズを対象とした対策委員会を設置した。さらに、2006年5月15日には「三団体セクシュアル・ハラスメント一掃宣言」を行った。
3. すでに、各県本部、単組においても多くの取り組みが行われている。
4. 国においては、1999年4月改正均等法21条に事業主のセクシュアル・ハラスメント防止配慮義務が規定され「職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために配慮すべき事項について」の指針が策定された。

2006年改正均等法では、事業主の配慮規定は措置義務へと強化された。

1998年11月人事院規則も改正され、「セクシュアル・ハラスメントの防止等」が盛り込まれ、さらに2001年7月には「懲戒処分の指針へのセクシュアル・ハラスメントに関する標準例」が追加されている。

PSI（国際公務労連）は、

1995年11月執行委員会決議に従い、PSIのすべての会議の際に全参加者に周知をはかっている。2003年3月にはさらに内容をより具体的に改訂している。

抜粋

- PSIは会議を、男性女性ともにとって安全な環境にしたいと考えている。
- セクシュアル・ハラスメントから生じる問題への意識が高まるなか、PSIは「不快である」と解釈されうるような行動への明確な反対を表明している。
- いかなるPSIスタッフ・メンバーあるいは、PSIを代表するイベントに参加、または派遣されるPSI加盟組合のメンバーは、ホスト国の住民、および文化を尊重する意を示さなければならない。また組織の方針に沿って、PSIの良いイメージを与える。これはとくに、労働時間内または時間外に、彼／彼女は性的サービスの購買または受理をしてはならないという意味である。
- さらに、全PSIスタッフ・メンバーおよび代表者は、PSIを代表して実行された活動中に人権、環境および団結を尊重するために最高の標準を満たす人間関係、および実務関係を確証しなければならない。